

令和7年1月21日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
KX-022	静止軌道領域における電磁波把握のためのRFセンサホステッドペイロードに関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月19日（水）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年2月4日（火）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野

における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. そ の 他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年2月5日（水）14:00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月17日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

過去5年以内に、静止通信衛星に対する不要波の状況把握や解析など、静止軌道周辺の電磁波把握に関する調査について防衛省・自衛隊との契約実績を有すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、2月4日（火）の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

2月5日（水）14：00

仕様書

調達要求番号：

1/

品 件 名	静止軌道領域における電磁波把握のための RF センサホステッドペイロードに関する 調査研究	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年 1 月 7 日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「静止軌道領域における電磁波把握のための RF センサホステッドペイロードに関する調査研究」（以下、「本調査」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	BBM（ブレッド・ボード・モデル）	新規技術要素を有する開発において、設計の実現性を確認するために制作・試験されるモデル。初期段階に制作し試作機的な役割を持つ。宇宙用の部品ではなく、地上の一般用部品や材料を使用して製作する。この段階で出た問題点を解決し、次の EM 制作に進む。
2	SDA	Space Domain Awareness 宇宙物体の位置や軌道等を把握することに加え、宇宙機の運用・利用状況及びその意図や能力を把握すること
3	RPO	Rendezvous and Proximity Operation 接近・近傍活動
4	RF センサ	Radio Frequency Sensor 電波を収集するセンサ

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除

き、この仕様書に定める内容を優先する。

1.4 法令等

- a) 特許法（昭和34年法律第121号）及び同関連規則
- b) 電波法（昭和25年法律第131号）及び同関連規則
- c) 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則
- d) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び同関連規則
- e) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）及び同関連規則
- f) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び同関連規則

2 役務に関する要求

2.1 本調査の必要性及び概要等

静止軌道帯は通信衛星や気象衛星、データ中継衛星など重要なアセットが集中する軌道帯である。静止軌道上にある重要な人工衛星を守るため、宇宙領域に様々なセンサを配置し、宇宙領域把握（SDA）能力を向上させることが重要である。

RF センサは、宇宙領域での電磁波を把握するために必要な装備である。本役務では、静止軌道周辺での電磁波把握に関する動向を調査し、課題の抽出や対策の検討を行うと共に、衛星整備コスト削減および早期装備化の観点で、RF センサを静止衛星に相乗する形（ホステッドペイロード）とした場合の技術的実現性についての調査を行い、RF センサの BBM の試作・試験を行う。

2.2 契約相手方の条件

過去5年以内に、静止通信衛星に対する不要波の状況把握や解析など、静止軌道周辺の電磁波把握に関する調査について防衛省・自衛隊との契約実績を有すること。

2.3 役務の内容

契約相手方は本調査において、以下の調査を実施するものとする。

2.3.1 宇宙領域における電磁波把握に関する動向及び我が国の現状分析

宇宙領域（低軌道、中軌道、静止軌道）毎の利用状況、脅威、諸外国の電磁波把握に関する取り組み・技術についての動向と我が国の現状を踏まえ、宇宙領域における電磁波把握に関し我が国が置かれる状況や抱える問題点を分析・抽出する。

- a) 宇宙領域毎の利用状況と脅威の動向
- b) 宇宙領域における電磁波把握に関する諸外国の技術動向
- c) 我が国における電磁波把握の現状
- d) 宇宙領域における電磁波把握に関する我が国が置かれる状況・問題点の分析・抽出

2.3.2 静止軌道領域における電磁波把握に関する課題と対策

2.3.1 で分析・抽出した問題点等を踏まえ、静止軌道領域における電磁波把握の観点から、我が国の電磁波把握に関する課題と対策を導出する。

- a) 静止軌道における電磁波把握に関する課題の抽出
- b) 静止軌道における電磁波把握に関する対策の導出

2.3.3 将来の静止軌道領域における電磁波把握のあるべき姿

2.3.2 で導出した対策を実現するための要求事項を整理の上、将来の静止軌道領域における電磁波把握のための管理体制やシステム構成の全体像を示すとともに、他衛星への相乗り（ホステッド）を想定した「センサペイロード搭載衛星システム」の具体像を導出する。

- a) 静止軌道領域における電磁波把握のための要求事項
- b) 静止軌道領域における電磁波把握・管理体制
- c) 小型 RF センサペイロードを相乗り搭載した近静止軌道衛星システム

2.3.4 小型 RF センサペイロードを搭載した衛星システムの有効性シミュレーション

2.3.3 で具体化した衛星システムの有効性についてシミュレーションを行い、2.3.5 で実施する BBM を用いた実証試験における確認事項等を整理する。X バンド衛星通信等の測定は、契約相手方の無線設備等を用いて対応するものとする。

- a) シミュレーション条件の導出
- b) X バンド衛星通信等を想定したシミュレーション
- c) X バンド衛星通信等の測定データを用いた試算結果及びシミュレーション結果の比較
- d) シミュレーション結果の考察

2.3.5 小型 RF センサペイロードの BBM を用いた実証試験

以下により小型センサペイロードの BBM を用いた実証試験を行い、エンジニア

リングモデルやフライトモデルに対する課題並びに対応策等を考察する。

- a) 実証試験における適用範囲の導出
- b) 小型 RF センサペイロード BBM の設計
- c) 小型 RF センサペイロード BBM の試作
- d) 実証試験要領の検討
- e) 実証試験
- f) 実証試験結果の考察

2.3.6 将来の静止軌道領域における電磁波把握の段階的整備計画の導出

前項までの検討成果を踏まえ、将来の静止軌道領域における電磁波把握を実現するためのホステッドペイロードを踏まえた段階的整備計画を、以下により導出する。

- a) 早期に実現可能な能力
- b) 初期運用能力
- c) 完全運用能力
- d) 段階的整備計画

2.4 成果報告会の実施

契約相手方は、表 2 に示す報告会を実施するものとする。

表 2 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
最終報告会	防衛省 市ヶ谷地区 (基準)	令和 9 年 3 月 (基準)	

- a) 本調査の検討段階の成果物について報告するものとする。
- b) 官側からの指摘事項については成果物に反映するものとする。
- c) 議事録を作成するものとする。
- d) 使用する資料は市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ（CD-R 又は DVD）にて提出するものとする。
- e) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

2.5 進捗状況の報告

契約相手方は、定期的に進捗状況等の報告を行うものとする。(3 か月に 1 度の開催を基準とする。)

2.6 提出書類

契約相手方は、表 3 に示す提出書類を官側に提出するものとする。

表 3 提出書類

名称	数量	提出場所	提出時期	備考
実施計画書	3 部	戦略企画参事官	契約後速やかに	電子データについて は、CD 又は DVD に格納するものとする。
最終報告書			最終報告会時	
調査報告書			納期まで	

- a) 官側からの指摘事項について、本調査報告書に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 調査報告書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて 1 部提出するものとする。
- g) 調査報告書は、A 4 版で製本し、表紙及び背表紙にタイトルを印刷すること。また、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ (CD-R 又は DVD) にて提出するものとする。

3 役務期間

契約日～令和9年3月31日

4 貸付文書

契約相手方は、本調査研究の実施に当たって貸付を必要とする資料がある場合は、防衛政策局戦略企画課と調整の上、無償で貸付を受け、又は閲覧することができる。

5 監督・検査

監督・検査は、報告会及び提出書類にもとづき、防衛政策局戦略企画参事官付支出負担行為担当官等補助者が実施するものとする。

5.1 監督・検査のための提出書類

契約相手方は、次の書類を防衛政策局戦略企画参事官対支出負担行為担当官等補助者に提出するものとする。

a) 役務実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに、本調査に関する役務実施計画書を監督官に2部提出するものとする。

b) その他

契約相手方は、役務の履行に関して、上記に定めるものの他、官側との調整により、監督官及び検査官の求める資料の提出に応じなければならない。

6 その他の指示

6.1 取材先及び協力先への聞き取り

本調査を実施する上で、取材先及び協力先への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、取材先及び協力先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官側と調整するものとする。

6.2 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

6.3 器材等

契約相手方は、本調査に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本調査を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

6.4 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前4号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

6.5 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。